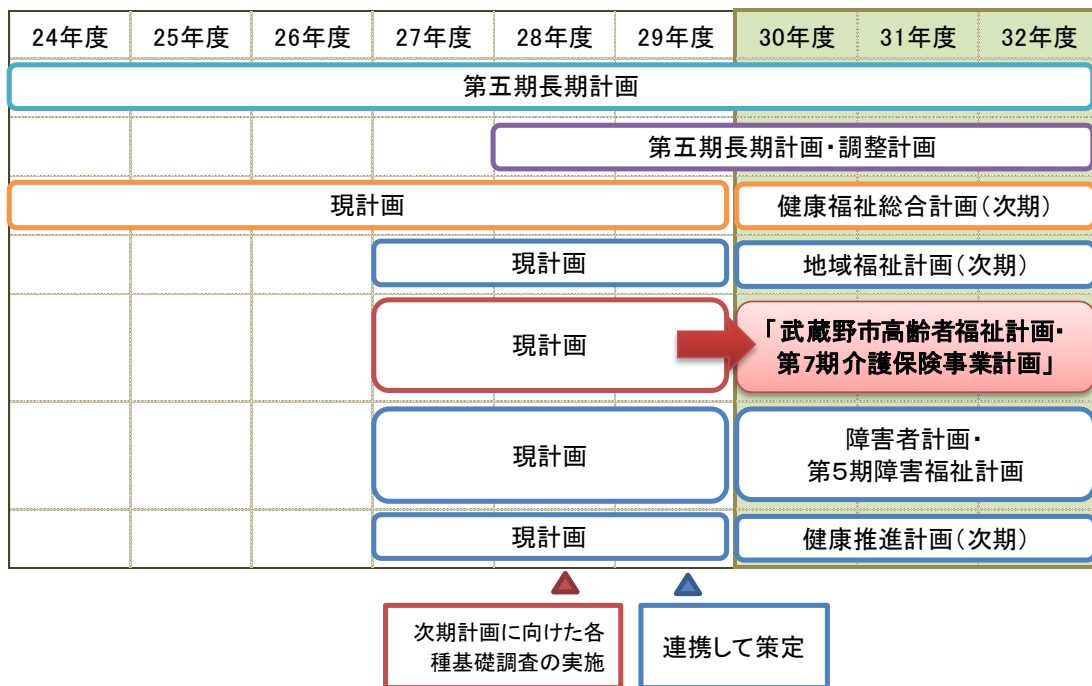


「武蔵野市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」（以下「次期計画」）策定に向けて

1 次期計画の期間と方向性

総合計画については、平成 15 年度策定の「武蔵野福祉三計画」以降、個別計画の総合化を図り、中・長期的な視野に立った健康・福祉の施策を考える観点から、6 年を計画期間としている。

現計画の「健康福祉総合計画 2012」は平成 24 年度から 29 年度まで、「武蔵野市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」は法令（老人福祉法第 20 条の 8、介護保険法 117 条）に基づき、平成 26 年度から 29 年度までの 3 か年を計画期間として策定しているため、29 年度中には健康・福祉に関する他の 3 計画（地域福祉計画、健康推進計画、障害福祉計画）とともに連携して策定することとなる。



次期計画は 29 年度中に改定作業を実施する。計画期間は 30 年度から 32 年度までの 3 年間となるが、現計画にて策定した「地域包括ケアシステムの推進のための、2025 年までの中長期的な武蔵野市の高齢者の生活のイメージ」について改定・充実を検討していく。

2025 年に向けて武蔵野市が目指す高齢者の姿

武蔵野市では

いつまでもいきいきと健康に

ひとり暮らしでも

認知症になっても

中・重度の要介護状態になっても

住み慣れた地域で生活を継続できる

2 次期計画策定へ向けた基礎調査の実施

次期計画策定の基礎資料として、平成 28 年度中に高齢者支援課及び健康福祉部は以下の調査を実施する予定。

①武蔵野市在宅介護高齢者実態調査(仮称)			
対象	要介護1以上の認定を受けている、市内に住所を要する65歳以上の居宅要介護認定者のうち、平成28年10月から1月までの間に更新申請及び区分変更申請の要介護認定調査に追加する形で、本人同意を得て実施する。調査対象者、約500名程度		
②武蔵野市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(仮称)			
対象	要介護1の認定を受けていない、市内に住所を要する65歳以上高齢者(一般高齢者、総合事業対象者、要支援1・2認定者)1,500人(同時期に行う健康福祉部各調査の対象者と重複しないよう配慮)		
③武蔵野市独居高齢者実態調査	④武蔵野市ケアマネジャーアンケート調査		
対象等	検討中	対象等	検討中
⑤武蔵野市介護・看護職員実態調査(仮称)			
対象等	健康福祉部として、高齢者福祉、障害者福祉分野における介護・看護人材の実態を把握するため実施予定。内容等は検討中。		

3 武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会の設置

平成 28 年度より「地域包括支援センター運営協議会」は「地域包括ケア推進協議会」と改組し、その役割は「武蔵野市の地域包括ケア推進に関する事項について審議するとともに、必要に応じ、市長に対して意見を述べること」が追加され機能の拡充が図られた(資料 8 の図を参照)。

次期計画の策定にあたり、策定委員会は「地域包括ケア推進協議会」より現計画での策定委員数(11名)と同程度の委員を選出し、**武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会**を設置いたしたい。

現計画の策定委員会は 26 年度に開催し策定作業を行った。

次期計画は 29 年度に策定作業を行うが、策定委員会(6回)、及び市民との意見交換会(3回)は、それぞれ現計画策定委員会と同程度の開催回数を予定。

他計画との整合を図る意見交換会については、現計画では、第4期障害者福祉計画策定委員会との意見交換会を1回実施したが、次期計画では計画期間6年の福祉総合計画策定のため、委員長・副委員長レベルでの部内4計画との調整のため1回増の2回の開催を想定している。